

一般社団法人岩手県損害保険代理業協会

(入会金および会費規程)

第1条 (目的) 一般社団法人岩手県損害保険代理業協会（以下「本会」という）は、定款第45条の規定に基づき、同第11条に定める本会の入会金および会費につき定款に定めるほか、本規則を定める。

第2条 (入会金) 入会金は正会員に限り3,000円とし、入会時に納入する。入会金はこれを返還しない。

第3条 (会費) 会員は、会員の種類により次の会費を納入する。

- | | | | |
|----------|-----------|---------------|-----------------|
| (1) 正会員 | 法人 | 募集人が3名以下は年額 | 30,000円 |
| | | 募集人が4名の場合は年額 | 40,000円 |
| | | 募集人が5名以上の場合年額 | 50,000円 |
| | 個人 | 年額 | 30,000円 |
| (2) 一般会員 | 年額 | | 10,000円 とする。 |
| (3) 賛助会員 | 1口あたり法人年額 | 10,000円、個人・年額 | 5,000円とし、整数口とする |

第4条 (会費の納入方法) 会費は原則口座振替とし、口座振替が出来ないときは会員が本会指定口座へ振り込むこととする。その場合の振り込み手数料は会員の負担とする。

第5条 (会費の滞納) 会員は、再三の督促にもかかわらず2年にわたり会費滞納となった場合は定款第13条(三)に該当するものとして、退会するものとする。

2. 前項で定款第13条(三)に該当することの認定は、理事会で行う。
3. 退会者は滞納会費を完納しなければならない。

第6条 (正会員の会費内訳) 第3条の金額は日本損害保険代理業協会の会費を含むものとする。

第7条 (会費対象年度) 本年4月1日～翌年3月31日迄の1年間とする。
中途加入の場合は月割とする。

第8条 (変更) 本規則の改廃は定款第45条の規定に従い、理事会の決議を経なければならない。

2. 第2条ないし第4条に定める入会金・会費の額と納入方法を改廃するときは、総会の決議を経なければならない。

第9条 (附則) 本規則は、平成21年4月1日より施行する。

2. 第2条の定めにかかわらず、岩手県損害保険代理業協会の会員であった者が、本会の設立にあたって移行入会する場合入会金は不要とする。

平成23年3月18日 理事会決定

平成23年5月20日 第3回通常総会にて決定